

五 一九七〇年度 全学協議会確認事項―七〇年学費問題のまとめ

(一九七一年(昭四六)・一・一八 全学協議会)

はじめに

学校法人立命館理事会は、貧困なる私学政策と急速に進行するインフレーションによって惹き起されてきた「私学危機」の進行の下で、当面する立命館大学の財政の「危機的状況」と、それによって生ずる教学の危機の深化にかんがみ、一九七〇年一月十七日、学園振興懇談会において、七一年度新入生よりの学費引き上げを発表した。

その後三カ月間、理事会、学友会、教職員組合、大学院生協議会の間で、二回の全学協議会、七回の学園振興懇談会、二回の全学公開交渉、五者会談をふくめて学部段階での度重なる公開交渉をおこない、真剣ではげしい討議をすすめてきた。

戦後一貫して憲法・教育基本法にもとづく「平和と民主主義」の理念の実現に努力してきた立命館大学において、この学費引き上げは、必然的に、立命館大学におけるこれまでの教学のあり方の総括、教育・研究・学習・厚生諸条件の実態、財政運営の徹底的総括という課題を提起した。その討論のなかで、立命館大学の民主化の現在の到達点があきらかにされるとともに、「危機の深さ」があらためて全大学人のなかにあきらかにになり、その討議を通じて、最近いっそう強化されている政府・文部省の貧困で、反動的な文教政策のもとで「平和と民主主義」の理念にもとづく教育・研究の実現のための諸課題と、それを支えている私学財政のあり方が再検討され、「私学危機」のなかでの「立命館の危機」の根本的な克服の方向と、当面の課題を明確にすることが問題となり、それをめぐって学費引き上げのもつ意味が深く検討された。

理事会は、教学をささえる財政に直接責任をもつ立場から、財政と教学の危機を克服するものとしての学費引き上げの必要を一貫して主張してきた。それ

討論のなかで確認された事項と精神は、立命館大学の教学と財政をまもり発展させる上で重要なものであり、今後直ちに実施すべきものとしてここに文書化し、あらためて確認することとした。

確認事項

一、今回の引き上げのもつ性格について、本年度第一回全学協議会(一一・一九)でつぎの点を確認した。

本学が学費引き上げを行なうことはそれ自体として、客観的に教育の機会均等のよりいっそうの破壊をもたらすものであり、相対的低学費を維持し、「庶民の大学」として存立してきた本学の性格を破壊させる危険がある。

今日、本学が直面している危機は、政府・文部省の反動的で貧困な文教政策に起因するもので、すべての大学、私学に共通するものである。したがって、学費の引き上げによって危機の根本的解決をはかることはできないものであり、それは民主的で大幅な公費助成によらねばならないものである。

このように今日の私学危機は、中教審・私財法などによる私学統制からくる根深い問題であり、それは単に私学のみならず大学問題、教育問題として社会的、全国民的な問題として発展せざるを得ない。

また今日の私立大学の学費は、すでに公教育としての大学教育のたてまえから、あまりにも高額となっている事態から、全大学人が先頭にたつて民主的な公費助成の大運動を全国的にまき起す条件は熟しており、それこそが、私学の危機を根本から解決する道筋であることが明らかになった。したがって安易に学費引き上げを行なうことは、公費助成の運動を全学あげて進めていく上で一定の障害となる危険があることは否めない。

二、今回の学費引き上げにいたるまでの六三年に作成された「三八年基本要綱」にもとづく教学内容、および教学諸条件の整備のための「長期計画」(衣笠一挺点志向、当面二挺点整備)を遂行した財政運営には、それぞれの時期における一定の努力にも拘らず、現時点からみればなおつぎのような不十分さがあつたことを確認する。

に対して、学友会、院生協議会はこの学費引き上げが、憲法・教育基本法に明示された「教育の機会均等」の原則を破壊し、戦後立命館がその特色としてきた「相対的低学費」を破壊するものであり、立命館大学の危機の真の克服の方向である公費助成獲得の運動の前進と財政運営の民主化の妨げとなるものとして、あくまでも学費値上げの白紙撤回を要求し、また教職員組合も同趣旨の理由にもとづき、とくに六三年以来の教学・財政の総括の弱さを指摘しつつ、学費値上げに反対の態度を表明してきた。

こうしたそれぞれの基本的立場に立った討議のなかで、六三年(昭和三八年)に作成され、全学協議会で討議され、実施されてきたいわゆる「三八年基本要綱」にもとづいてすすめられてきた教学の現状・実態をふまえた総括、および財政の総括、今後の教学上財政上の諸課題につききびしい点検と意見の交換をおこない、多くの点で一致をみたが、そのうえに立つてなお、一月一六日の第二回全学協議会においても、それぞれの基本的態度は変わらなかった。

しかし、はげしい討論のなかで再検討のための長期休会を要請した理事会は、一月一八日の再開された第二回全学協議会において、三カ月にわたる討論のなかでの確認点をふまえたうえで、立命館大学の危機の真の解決の方向は民主的で大幅な公費助成の獲得であり、そのための真剣な努力を今後おこなうことを前提に、今回の学費引き上げが教育の機会均等の破壊をいっそうすすめる点と、立命館大学の相対的低学費をおびやかす点とに再度、深刻な注意をむけたことを表明するとともに、当初の引き上げ提案から、授業料について一部七千円、二部五千円の減額を発表した。

これに対して学友会、院生協議会はさきにしめた三つの理由により、あくまでも白紙撤回を要求し、また、教職員組合も、その基本的態度を変えなかった。そのため、結局最終的な意見の一致をみることができず、理事会の責任において再提案の額による学費引き上げが実施されることになった。

しかし、三カ月にわたる学費問題をめぐる全学的討議を通じて、現在の立命館大学がかかえている教学上、財政上の矛盾が明確になるとともに、理事会、教授会、学友会、院生協議会、教職員組合の間において立命館大学の当面する民主的改革の基本点に関して、多くの一致点を見ることができた。今日までの

1. 「長期計画」をすすめるうえで、歴史的条件があつたとはいえ、全学協議会などの民主的全学的討論をふまえる努力に欠け、立命館大学を構成するすべての学生・院生・教職員の要求にかならずしも合致していたとはいえないこと。
2. 当初試算を大幅に上廻り、立命館大学の財政規模に合致するという点で不十分さがあり、実情に合致しないと思われる点もなかったとはいえないこと。
3. しかも建設期が大きくずれ、やり残した事業もあること。
4. 政府の反動的で貧困な文教政策に抗する財政体制の確立という点で、なお不十分さがあつたこと。
- 三、以上の三八年長期計画の総括にたち、今後の財政運営の民主化の基準として以下の四つの基準を確認した。
1. どれだけ広範な学生・院生・教職員の切実な要求がくみいれられているか。
2. どれだけ全学的で民主的な討論によって計画がつくられ、しかもそれが立命館大学の実情に合致したものになっているか。
3. きめられた予算・方針が確実かつすみやかに執行されているか。
4. 政府・文部省の反動的で貧困な文教政策に抗する計画と財政のしくみになっているか。

四、以上の四点とともに、今日の私学危機の矛盾を根本的に解決するために、理事会は学生・院生・教職員の運動に依拠して、民主的で大幅な公費助成の獲得のために一貫して努力することを確認する。

なお、公費助成運動をすすめるために、各学部段階で自治会、教授会、事務室を中心とする連絡組織をつくり、全学的には理事会、大学協議会、教職員組合、院生協議会、学友会との間で連絡協議会をつくり、その事務局を設置する。

なお、私学財団法のもつ危険な性格について教職員組合からの強い指摘もあり、その学習をふくめて急速にこの運動を推進することが確認された。

五、理事会はさきの「四つの基準」をふまえ、今後の立命館大学における財政

運営の民主化としての次の四点を実施することを確認した。

1. 予算編成過程の民主化

予算の最終決定は理事会の責任であるが、理事会は予算編成にあたって全学協議会・学園振興懇談会などで学生・院生・教職員の要求をきき、それを予算に反映させるよう努力する。

2. 執行過程の民主化

樹立された計画にもとづいて正しくそれが執行されているかどうかについて、全学協議会を構成するパートから要求があった場合、担当部課はこれに応じて説明すること。併せて執行する担当部課の責任者である部課長のあり方を制度をふくめて民主化すること。

3. 財政計画の民主化で柔軟性のある運用

長期計画については、全学の意見を結集して樹立することはもちろん、毎年度の事態の進行に応じて全学の民主的討論により変更の必要性が認められた場合、計画・予算を固定したものとはせず弾力的に修正しうるものとする。

4. 財政公開の原則にもとづく全学協議会での監査

決算は監事の監査を経たうえ理事会が承認し、評議員会に報告し意見を求めることとなっているが、全学協議会においてこれを構成するパートから要請があった場合、財政公開の原則にもとづき、理事会は決算報告を行ない討議をする。また必要に応じて監査をすることができるようになること。

六、一拠点問題の民主的解決法

立命館大学における教育・研究・課外活動・大学運営、さらに学生・院生・教職員の厚生条件の改善にとつて大きな障害となつている「一拠点状態」を早期に克服する。その場合、学園を構成するそれぞれのパートの要求の実現を基本とし、全学的・民主的討議によつて解決をはかること。すなわち、大学財政の民主化と教学・研究・厚生条件の改善を統一課題として、全構成員の要求と、立案への参加によつて行なうこと。

七、諸要求の実現について

学生・院生・教職員の教学・勉学条件・課外活動・生活条件に関する要求の実現にあたって、財政民主化の四つの基準をあてはめて行なうことを確認する。

学生側から当面する要求が出されたが、これについては実現または実現すべきものおよび検討のうえ結論を出すべきものとして努力することを理事会として確認する。

1. 大学は研究・教育に責任をもつて、授業のやり方・内容の充実・改善をはかること。

(2) 系統的カリキュラムと二年制ゼミの完全実施。

(3) 現代の課題を正しくとらえたカリキュラムの設置。

(4) 基礎科目（基礎理論）を重視充実し、基礎的学力を養うよう努力する。

2. 図書館の学部・専攻・回生コーナーの設置。

(2) 学生自習室の増大。

(3) 教科書の民主的編集と低廉化。

(4) 実験実習施設の拡充と器具の改善。

(5) L・S教室の設置。

3. (1) 低廉で住みよい新寮の建設。

(2) 衣笠キャンパスの整備。

(3) セミナーハウスの運営の民主化。

(4) サークル・ボックス、研心館四階や以学館一号などの集会所の整備。

(5) 学生全体が使えるスポーツ施設の充実と体育館の改善。

(6) 衣笠グラウンドの整備。

(7) 体育更衣室の設置と水呑場、公衆電話の増設。

(8) 診療所の診療科目増設と時間延長。

以上の確認点を大学はその責任においてすみやかに実施する。その具体的実施にあたっては、引きつづき学園振興懇談会・全学協議会を開き全学の意見を聴取することを確認した。

八、大学院生協議会から大学院のあり方に関して、三八年「大学院充実について

の基本的考え方」および四〇年「大学院問題対策に関するメモ」で「後継者ともなりうる研究者養成」という基本方向をうち出したあと、四四年には「大学院改善の方向について」によつてその具体化がはかられたが、院生との討議がなお不十分であり幾多の問題をかかえたまま、この度の全学協議会、学園振興懇談会、大学院懇談会でも十分な総括が出されていないことが指摘された。しかも一方で中教審の中間報告にみられる大学院再編成の重大なる提案も出されており、国民的教育・研究機関であろうとする立命館大学で、大学院のあり方の具体的方針が早急に確立されることが望まれた。その上で本年度中にこの問題について責任ある大学側の方針の提示と十分な討論の場の保障が要求され、確認された。

一九七一年一月（一八）日

立命館大学総長	細野武男
教職員組合委員長	眞田是
大学院生協議会委員長	田中肇
学友会中央常任委員会委員長	吉田健一

〔注・右確認文書は一九七一年七月九日学園振興懇談会において正式確認。〕